掲載日: 2023年7月12日

学会専門医制度廃止に伴う

2024 年度以降の機構専門医新規申請について

【概要】

学会専門医新規・再認定申請は、2023年度を以って終了となります。

本来であれば、2024 年度以降は機構研修プログラムにて 4 年の研修を行う必要がございます。ただ、これまで学会専門医を目指すために研修を行った方が、再度研修プログラムに入り直すことなく専門医資格を取得できることは可能か、日本専門医機構と交渉を進めました。結果、後述する【申請対象者】が 2024 年度以降に専門医を取得する方法として、機構が定める要件を満たせば、機構専門医研修プログラムを修了せずに申請する事が可能となりました。

【申請対象者】

原則として過去に学会専門医新規申請を行ったことがあり、 かつ以下のいずれかの対象の者

- ・学会専門医旧制度の方
- -2015-2016-2017 年度 学会研修プログラム登録者
- 学会専門医を機構専門医更新申請の手続きを行わずに喪失した方

※学会専門医新規申請を行ったことがない方は、原則は通常の機構専門医新規申請を行ってください。(機構認定の研修プログラム修了必須)

※上記対象に該当する場合でも、2018年度以降の機構認定研修プログラムを修了された方は、通常の機構専門医新規申請を行ってください、

【申請期間】

WEB 申請期間:5月1日~6月20日 締切書類提出期限:6月30日 厳守(当日消印有効)

【申請の流れ】

I. 事前準備

申請要件の確認・申請書類の作成

下記リンク先をご確認の上、準備を行ってください。

【2024 年度申請より適用】機構認定研修プログラム修了者以外 申請に関する案内 (PDF)

申請の流れ・書類の作成方法については以下の申請マニュアルをご確認ください。 申請マニュアル

Ⅱ. Web 申請 <<毎年 6 月 20 日(23:59 迄)締切>>

申請期間

Web 申請の締切は書類提出(当日消印有効)の 10 日前となる 6 月 20 日(23:59 分迄)です。

申請時の確認事項

マイページログイン後、プロフィール情報(氏名・勤務先・メールアドレス)に変更がないかを確認してください。 その後、マイページの「認定申請」から申請してください。

- ※各種申請書類と登録氏名が異なる場合、変更されたことが確認できる証明書類の添付が 必須です。
- ※申請に関する連絡や合否通知を含む重要な連絡は登録メールアドレス宛に配信します。 必ず受信可能なメールアドレスを登録してください。

【注意】メールアドレス登録誤り、指定期日までに対応・連絡がない場合は確認の有無を問わず不備申請として審査が進み、不合格となります。

【審査料】

書類申請 審査料:10,000円(税別)

受験申請 審査料:受験科目に関わらず、30,000円(税別)

- ※書類申請と受験申請は同時申込となります。
- ※試験は書類審査に合格した方のみ受験可能です。

Ⅲ. 書類送付 <<毎年6月30日(当日消印有効)締切>>

【必要書類】

【2024 年度申請より適用】機構認定研修プログラム修了者以外 申請に関する案内 (PDF)

をご確認ください。

【書類送付】

書類送付締切日までに下記「提出・問い合わせ先」に郵送してください。

申請書類は全てコピーを提出し、原本は手元に保管してください。 原本を提出されても返却はいたしかねますので、予めご了承ください。

【書類到着の確認について】

申請書類が弊会へ到着後、登録アドレスに書類受領メールが届きます。 又、Web マイページの認定資格申請状況照会の申請ステータスは、書類到着後には書類確認中となります。 書類配送状況は、ご利用の配送会社へご確認をお願い致します。

申請書類に不備があった際は、登録のメールアドレス宛にご連絡致します。メールの指示に 従い、期日までに回答・再提出を行ってください。 特別の理由もなく期日までに回答が無い 場合、申請は無効となります。

※不備がない申請者には、連絡しません。書類審査結果をお待ちください。

Ⅲ. 登録料

登録料の支払い

登録料:10,000円(税別)

※全ての審査に合格されましたら、合格通知後2週間以内に会員マイページよりお支払いください。期日までに納付が確認できなかった場合、合格は取り消しとなります。

合格科目の有効期間について

受験審査においていずれかの科目においても初回合格科目受験年度の翌年度より最大 4年間で、全ての科目に合格しなかったとき、または書類審査に合格しなかったときは、すでに合格している科目の合格は取り消しとなります。

(※2023 年度以前の学会専門医新規・再認定申請において、一部合格科目がある場合、合格科目の有効期間は引継ぎ可能です。)

書類審査の合格は当年限り有効です。翌年度の審査に合格は持ち越されません。

認定証の受理

本学会で事前審査後、機構による審査がございます。審査の結果合格し、上記登録手続きを 行われた認定者は、機構より認定証が発送されます。

【不合格例】

1.申請書類不足(証明書類の添付漏れ、所定の証明書以外を添付等)

WEB 申請のみで郵送書類未提出(宛先の誤り含む)あるいは、提出書類不足は不合格となります。

申請書類に疑義が生じた場合は、会員情報に登録しているメールアドレス宛に連絡をすることがございます。メールアドレス登録の誤りを含め、指定期日までに対応・連絡がない場合は審査会からの連絡の確認有無を問わず不備申請として審査が進み、不合格となります。

2.研修期間・症例不足

研修不十分と判断された場合。

3.単位不足

審査会が確認した結果、申請単位合計が所定の単位に満たない場合。

4.臨床実績不備

正しい症例数で報告がされていないと審査会が判断・確認した場合。

5.試験不合格

筆記試験・口頭試験・実技試験のいずれかが不合格となった場合。

6.登録料未入金

合格通知後、期日までに登録料の支払いが確認できなかった場合。

【提出・問い合わせ先】

〒650-0047

兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目5番2号

神戸キメックセンタービル3階

公益社団法人 日本麻酔科学会 機構専門医新規担当宛